

## 滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付要綱

令和3年4月26日付け滋農経第367号

令和4年4月1日付け滋食ブ第230号

滋賀県農政水産部長通知

### (趣旨)

第1条 知事は、野菜等の安定供給を図るためには、災害に強い産地づくりを進めることが必要不可欠であり、農業用ハウスの補強や保守管理等の早急な対策が求められるため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき、市町および農業者の組織する団体等（以下「市町等」という。）が行う交付等要綱別表の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、交付等要綱、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる経費および補助率は、別表に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第3条 別表の経費の欄に掲げる1と2の(1)に係る経費と2の(2)に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

### (交付申請書)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）の添付書類、提出部数および提出期日は、次のとおりとする。

#### (1) 添付書類

ア 規則第3条第1項第1号の規定による事業計画書および補助事業等にかかる収支予算書（別記様式第2号）

イ 前記アの事業計画書を添付する場合は、定められた添付書類

ウ 前記アおよびイに掲げるもの以外で、知事が必要と認める書類

#### (2) 提出部数

正副2部とする。

#### (3) 提出期日

毎年度知事が別に定める日までとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、助成対象者（実施要領第7の3の(1)に規定する「助成対象者」をいう。以下同じ。）について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額の内、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入に係る消費税額

として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない助成対象者に係る分については、この限りではない。

（申請の取下げ）

第 5 条 規則第 7 条第 1 項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 7 日経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（事業の変更）

第 6 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、変更する内容を明らかにした実施要領第 7 の 3 に規定する事業実施計画を作成し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第 3 号）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（事業遂行状況報告）

第 7 条 補助事業者は、規則第 10 条の規定による事業遂行状況報告書（別記様式第 4 号）を補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において作成し、当該年度の 1 月 20 日までに正副 2 部を知事に提出するものとする。

（概算払）

第 8 条 補助事業者は、規則第 15 条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第 5 号）によるものとする。

（指 示）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を求めなければならない。

2 前項の指示を求める場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由および補助事業の遂行状況を記載した書類正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類等）

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（別記様式第 6 号）の添付書類および提出部数は、第 4 条に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第 4 条第 2 項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合に

は、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日とする。

(補助金の返還等)

第11条 規則第17条に定めるものの他、第4条第2項のただし書により交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第7号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、別記様式第7号により、知事に報告しなければならない。

(書類の提出)

第12条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第13条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく支払請求、第9条の規定に基づく指示請求、第10条の規定に基づく実績報告または第11条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(競争入札等)

第15条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

- 2 市町を除く補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書(別記様式第8号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 16 条 市町が補助事業者の場合、間接補助事業者（「助成対象者」をいう。以下同じ。）に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、本要綱に定める規定に準ずる条件を付さなければならない。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行し、令和 3 年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に限り適用する。

別表（第2条、第6条関係）

区分	経費	補助率	重要な変更 (事業内容の変更)
園芸産地における事業継続強化対策	<p>実施要領第2に基づいて行う次の事業に係る経費</p> <p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に係る経費</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費</p> <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2 以内</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 取組主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

別記様式第1号(第4条関係)

○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋 賀 県 知 事

取組主体名  
代表者氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

○年度において、標記の事業に関し補助金〇〇〇〇円の交付を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

関係書類

1. 事業計画書 : 実施要領別記様式第1号別添を添付すること。  
ただし、実施要領第7の4の(4)に基づき知事の承認を受けた内容から変更のない場合は、添付を省略することができる。この場合、「事業計画は、○年○月○日付け〇〇第〇〇号で承認があった事業計画のとおり」と記載すること。
2. 収支予算書 : 別記様式第2号

## 収 支 予 算 書 (または、収支精算書)

### 1. 経費の配分および負担区分

区分	総事業費 A+B+C+D	県費補助金 A+B	負担区分			
			国費 A	県費 B	市町費 C	その他 D
1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備						
小 計						
2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 (2)既存ハウスの補強等の被害防止対策						
小 計						
合 計						

(注) 区分の欄は、申請する補助金に関係するものについてのみ記載すること。

### 2. 収支予算(または精算)

#### (1) 収入の部

区分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県費補助金				
市町費				
その他				
計				

#### (2) 支出の部

区分	本年度予算額 (または本年度精算額)	前年度予算額 (または本年度予算額)	比較増減	
			増	減
1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備				
2 園芸産地における事業継続計画の実践				
合 計				

(注) 区分の欄は、申請する補助金に関係するものについてのみ記載すること。

### 3. 添付書類

- (1) 間接補助事業にあつては、補助金の交付に関する規定または要綱(変更承認申請および実績報告の場合にあつては規定に変更のあった場合にのみ添付すること。)

○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋 賀 県 知 事

取組主体名  
代表者氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知があった○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(注1) 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。その際、補助金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

(注2) 補助金の額が増額する場合は、件名の「滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金変更承認申請書」を「滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。」を「下記のとおり変更したいので、滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付要綱により、補助金○○○円を追加交付されたく申請します。」とする。



○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金遂行状況報告書

番 年 月 日 号

(宛先)  
滋賀県知事

取組主体名  
代表者氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

このことについて、滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1)「区分」の欄は、別記様式第2号の1経費の配分および負担区分の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

(注2)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2. 進捗の状況が遅れている場合は、その理由と措置を記載のこと。

別記様式第5号(第8条関係)

○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金概算払請求書

番 年 月 日 号

(宛先)  
滋賀県知事

取組主体名  
代表者氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定の通知のあった○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金について、滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、別紙のとおり金○○○円を概算払により交付されるよう請求します。

別紙

(単位:千円)										
区分	補助事業に要する経費	補助金交付決定額	既受領額		今回受領額		残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日まで予定出来高	金額	○月○日まで予定出来高		
			円	%	円	% (事業費の出来高に率に合わせること)	円	%		

(注)「区分」の欄は、別記様式第2号の1経費の配分および負担区分の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第6号(第10条関係)

○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金実績報告書

番 年 月 日 号

(宛先)  
滋 賀 県 知 事

取組主体名  
代表者氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付の決定の通知があった滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

(要 領)

1. 「○年○月○日付け○○第○○号」については、当初および変更の交付決定の年月日、番号を記載すること。交付申請の計画内容から変更があった場合には、交付決定を受けた計画書の変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載したものを添付して提出すること。
2. 既存ハウスの補強等の被害防止対策にあつては、財産管理台帳を添付すること。



○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金  
消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 日 号

(宛先)  
滋 賀 県 知 事

取組主体名  
代表者氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

○年○月○日付け○○第○○号で交付決定の通知があった○年度滋賀県園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記			
1	滋賀県補助金交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額 (○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)  
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)  
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。  
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- 新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- 間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名  
(発行責任者・担当者)  
氏 名  
連絡先電話番号

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関および滋賀県から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2)この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

(注3)「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。